



発委第6号



発案書

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正することについて

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和5年12月20日提出

提出者 可児市議会 議会運営委員会  
委員長 板津 博之

可児市議会議長 澤野 伸 様

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正することについて

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項（昭和60年3月22日議決）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 第5号から第7号までに係る100万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 1件60万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（次号の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</p> <p>(6) 和解及び調停でその目的の価額が100万円以下（交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの</p> <p>(7) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第5号から第8号までに係る100万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 1件60万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（次号及び第7号の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</p> <p>(6) 和解及び調停でその目的の価額が100万円以下（<u>次号の場合を除き</u>、交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの</p> <p>(7) <u>市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p>

附 則

この議決は、令和6年1月1日から施行する。